

日光市の介護保険ガイドブック



令和7年5月作成版



もくじ

サービス利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
介護保険サービスを利用する手順・・・・・・・・・・・・・・・・	2
サービスの利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
利用できるサービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
在宅サービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
（1）ホームヘルプ〔訪問介護〕／訪問型サービス【総合事業】	15
（2）（介護予防）訪問入浴介護・・・・・・・・・・・・・・・・	15
（3）（介護予防）訪問看護・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
（4）（介護予防）訪問リハビリテーション・・・・・・・・	16
（5）（介護予防）居宅療養管理指導・・・・・・・・・・・・・	16
（6）デイサービス〔通所介護〕／通所型サービス【総合事業】	17
（7）地域密着型デイサービス〔地域密着型通所介護〕／通所型サービス【総合事業】	17
（8）デイケア〔（介護予防）通所リハビリテーション〕	18
（9）福祉施設等のショートステイ〔（介護予防）短期入所生活介護〕	18
（10）医療施設等のショートステイ〔（介護予防）短期入所療養介護〕	19
（11）（介護予防）小規模多機能型居宅介護・・・・・・・・	19
（12）看護小規模多機能型居宅介護・・・・・・・・・・・・	20
居住系サービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
（1）グループホーム〔（介護予防）認知症対応型共同生活介護〕	21
（2）（介護予防）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	22
施設サービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
（1）特別養護老人ホーム〔介護老人福祉施設〕	23
（2）地域密着型特別養護老人ホーム〔地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕	23
（3）介護老人保健施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
（4）介護医療院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
居宅での暮らしを支えるサービスの種類・・・・・・・・・・・・	25
（1）福祉用具の貸与（レンタル）・・・・・・・・・・・・	25
（2）福祉用具購入費の支給〔特定福祉用具販売〕	26
（3）住宅改修費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
利用者負担軽減制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
各種相談窓口について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
市内事業者一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

サービス利用の流れ

相談する

日光市の高齢福祉課や各行政センター及び地域包括支援センターで、目的や希望するサービスを伝えます。

- ・要介護認定が必要なサービスを希望する方
- ・初めて介護サービスを利用する方
- ・利用するサービスを検討している方
- ・40～64歳の方（2号被保険者）

- ・介護予防のデイ・ヘルパー（総合事業）の利用を希望する方
- ※状態により、要介護認定申請の場合あり

要介護認定の申請

認定調査

本人がいる場所に調査員が訪問する

主治医意見書

主治医に意見書の記入を依頼する

認定審査会

認定（申請から認定まで約30日）

要介護

要介護1～5



介護サービス
ヘルパー・訪問看護・
訪問リハ・
デイ・デイケア・
ショートステイ・
介護保険施設入所



福祉用具のレンタル・福祉用具購入費の支給
住宅改修費の支給

要支援

要支援1・2



介護予防のデイ・ヘルパーのサービス（総合事業）



介護予防サービス
デイ・ヘルパー以外
のサービス



基本チェックリスト

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。
基本チェックリストを実施し、該当すればサービスを利用できます。

非該当

該当

非該当

総合事業対象者



○介護予防教室、公民館活動など
○お住まいの地域包括支援センターへ
ご相談ください。

※ 上記以外にも、65歳以上の高齢者向け、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対してのサービスがあります。

介護保険サービスを利用する手順



介護保険を申請する前に・・・

①ご本人に申請する意思がありますか？

→ あくまでもご本人の申請ですので、ご本人の意思を確認してください。

※ご本人の了承がないままに申請をすすめると、トラブルになることもあります。申請にあたっては、ご本人、ご家族でよく話し合ってください。

※認知症や意識がない等、本人の意思が確認できない場合は、代理人となるご家族の判断で申請することもできます。

②体調は安定していますか？

→ 急病等で状態が一時的に変化している場合は正しい認定調査ができません。

主治医の先生に今後の治療方針等を確認した上で申請してください。

③ご本人は入院していませんか？

→ 医療機関に入院している期間は介護保険サービスを使えません。(入院中でも申請することはできますが、退院の見通しがたってからお願いします。)

1 介護が必要になった場合の手続き

介護保険のサービスを利用するときには、介護や支援が必要であるという認定を受けます。これを要介護認定、要支援認定といいます。

第1号被保険者(65歳以上)

原因を問わず、介護が必要になったときに申請ができます。

※介護保険被保険者証をお持ちください。

第2号被保険者(40～64歳の方)

16種類の特定疾病が原因で介護が必要になったときに申請ができます。

※医療保険の被保険者証をお持ちください。



- ①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した状態)
②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靱帯骨化症
⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症
⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※申請の際に、主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記載していただきますので、あらかじめご確認ください。

2 認定に関する調査

要介護認定等の申請をすると、市の職員（又は市が委託した事業所の調査員）が、ご自宅等に調査にお伺いします。（認定調査）

※認定調査時には 家族等の同席 をお願いしております。

●調査の内容（約1時間程度）

概況調査	・ 居住環境、現在利用しているサービスなど
基本調査	・ 心身の状態など（寝返りや立ち上がり、日常生活の様子）
特記事項	・ 基本調査では表しきれない具体的な介護の必要性

3 主治医の意見書

認定調査とは別に、申請をした本人の主治医（かかりつけの医師）に市から意見書の記入を依頼します。

意見書には、傷病名、心身の状態や介護に関する意見、医学的な管理の必要性などが記入されます。

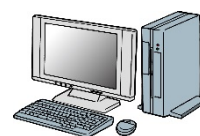
※主治医の意見書は、認定調査と同様に、認定を行う上で必要不可欠なものです。

日ごろ医療機関に受診されていない方も、主治医となる医師を見つけておいてください。



一次判定

認定調査によって得られた基本調査の結果と主治医意見書をコンピュータに入力し、介護の必要状態（要介護状態区分）の一次判定を行います。これは地域によって判定に差がでたりすることのないよう、全国一律の基準で客観的で公正な判定を行うためのものです。



4 介護認定審査会

介護認定審査会は、医療・保健・福祉の分野における5名の専門家で構成されています。

一次判定結果の内容の確認作業を行い、一次判定を修正・確定させます。その後、一次判定を変更する場合は特記事項や主治医意見書の具体的内容から要介護状態区分や認定有効期間を設定します（二次判定）。

また、事前に十分な検討が行えるよう、審査会開催日前に資料を各委員に送付しています。



●認定有効期間

認定の有効期間は以下のように定められています。

申請区分	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請	6ヵ月	3～12ヵ月
区分変更申請		
更新申請	12ヵ月	3～48ヵ月※1

※1更新前の要介護状態区分、要支援状態区分と同じ場合のみ48ヵ月とすることができます。

※2心身の状態が変わったときには、有効期間中でも再度申請(区分変更申請)することができます。

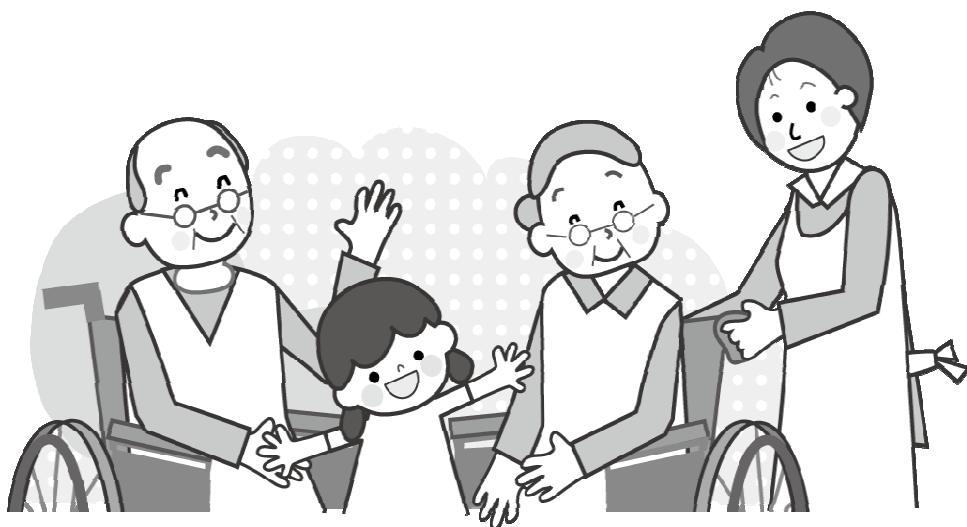
5 市の認定結果・通知

介護認定審査会において要介護状態区分が決まり、市が認定します。

市は、認定の結果を申請から約30日でお知らせします。(何らかの事情で、認定が遅れる場合は別途お知らせします。)

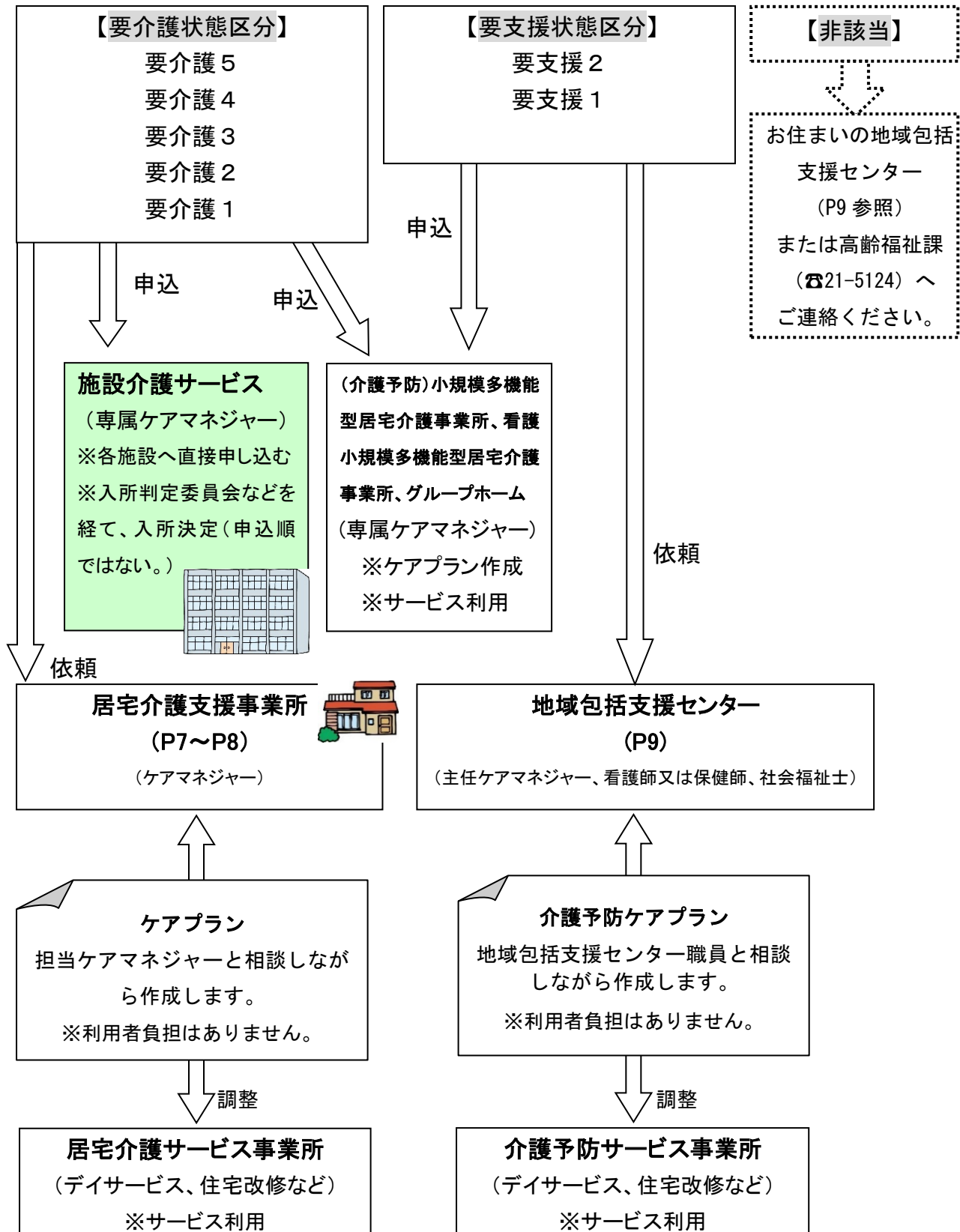
●認定結果に不服があるとき

栃木県に設置する介護保険審査会に審査請求することができます。審査請求は、通知が届いた日の翌日から3ヵ月以内に文書または口頭により行います。(審査請求は、市役所高齢福祉課を経由して行うこともできます。)



6 認定結果通知が届いたら・・・

認定結果の通知、被保険者証送付



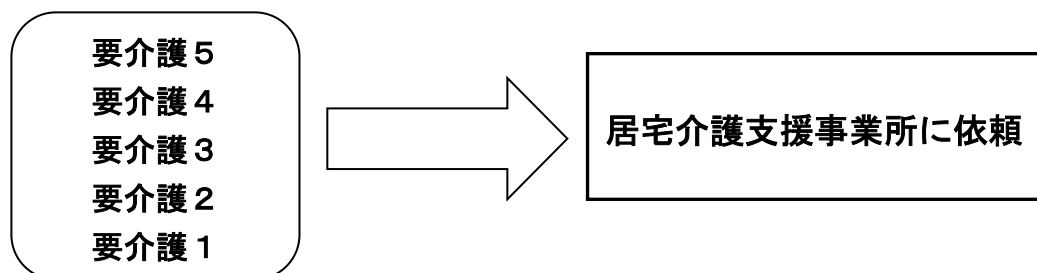
サービスの利用について



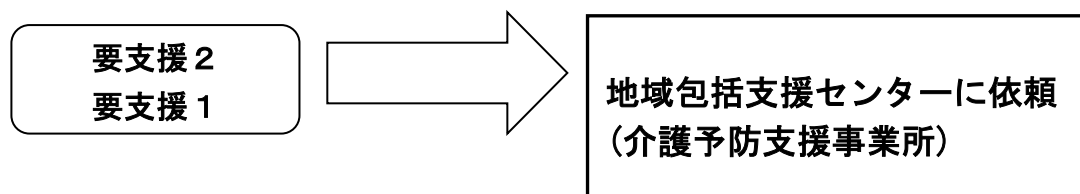
1 居宅でサービスを利用する場合

要介護状態区分によって、利用できるサービスとケアプランの作成依頼先が異なります。認定結果が届いたら、内容を確認します。

(1) 【要介護状態区分】



(2) 【要支援状態区分】



○ケアプランの作成費用は介護保険で負担しますので利用者の負担はありません。

○サービスの利用にあたっては、ケアマネジャーと相談のうえ、利用者が直接サービス事業者と契約をします。

注) ケアプランを作成しないで介護（介護予防）サービスを利用すると、サービス費用は全額自己負担となります。

(1) 要介護1～5の認定を受けた方

居宅でサービスを利用するためには、まず、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成することから始まります。そのために、ケアマネジャー(※)を選びます。ケアマネジャーがいる居宅介護支援事業所に相談・依頼を行います。

※ケアマネジャー(介護支援専門員)とは・・・

要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じて、その人が自立した日常生活を営めるようケアプランを作成します。また、サービスが利用できるようにサービス事業者との連絡調整や介護保険に係る手続きの支援を行います。

市内 居宅介護支援事業所一覧

●今市地域 ※年末年始等の休業日については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	営業日時
1	ひかりの里	今市 1086	25-6672	月～金 8:30～17:30
2	ケアプランきぼう	今市本町 25-1	25-3927	月～金 8:30～17:30
3	特定非営利活動法人 ウエーブ	瀬川 95-1	21-5330	月～金 9:00～18:00
4	居宅介護支援事業所 かわせみ	平ヶ崎 605-1	22-8374	月～金 8:30～17:30
5	ケアマネこころ	土沢 45-50	26-6882	月～金 9:00～17:00
6	在宅介護支援センター おちあい	板橋 2190-2	27-3001	月～金 8:30～17:30
7	在宅介護支援センター 誠心園	倉ヶ崎 605-7	21-7026	月～日 8:30～17:30
8	居宅介護支援事業所 すかいの郷	倉ヶ崎新田 143-1	25-7100	月～土 8:30～17:30
9	特定非営利活動法人 毎日クリスマス	佐下部 305	21-7030	月～金 9:00～17:00
10	JAかみつが日光居宅介護 支援センターひまわり	森友 923-3	22-2100	月～金 9:00～17:00
11	居宅介護支援事業所 あかね	森友 1578	21-2277	月～金 9:00～17:00
12	居宅介護支援事業所 さくら苑	大室 863-7	26-9979	月～金 8:30～17:30

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	営業日時
13	ケアプランセンター もりのいえ	根室 607-5	26-6516	月～金 8:30～17:30
14	居宅介護支援事業所 さんらいず	塩野室町 1504-2	32-6105	月～金 8:30～17:30

●日光地域 ※年末年始等の休業日については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	営業日時
1	ケアプランつむぎ	和泉 873-1	25-3181	月～金 8:00～17:00
2	ケアプランセンター きびたき荘	細尾町 95	53-6435	月～金 8:30～17:15
3	ケアプランやしお	細尾町 442	54-0840	月～金 8:00～17:00

●藤原地域 ※年末年始等の休業日については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	営業日時
1	介護保険事業所ふじの郷	鬼怒川温泉大原 2-6	77-2777	月～金 8:30～17:15
2	ケアプラン縁	高德 415-1	25-6603	月～金 8:30～17:30
3	ケアプランセンター愛泉	高德 619-3	70-3120	月～金 8:30～17:30
4	ケアマネみんなリハ	藤原 296	080-3362-5439	月～金 8:30～17:30

(2) 要支援1・2の認定を受けた方、及び総合事業対象の方

介護予防サービスを利用するためには、介護予防ケアプラン(介護予防サービス計画)を作成することが必要です。総合事業を利用するためには、介護予防ケアマネジメントを依頼することが必要です。最初に、**地域包括支援センター(※)**に相談・依頼を行います。

※地域包括支援センターとは・・・

高齢者の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な相談支援や介護予防サービスのケアプラン作成を行います。また、高齢者の家族に対する相談対応や高齢者虐待防止等の権利擁護支援なども行う地域高齢者の相談支援拠点です。

市内地域包括支援センター一覧 ※営業時間:月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始休業)

No.	名称	所在地	連絡先	担当地区
1	今市西 地域包括 支援センター	日光市今市本町 11-4 グランドハイツド リーム107	25-6374	今市地区 【小倉町1・2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、桜木町、二宮町、東町、住吉町、東郷町、相生町、清住町、仲町、春日町1丁目、2丁目、清原町、清原町2丁目、七本桜、平町、原町、平ヶ崎町、中平町、千本木、緑町、吉沢、室瀬、土沢、栄町、星が丘、杉の沢】
2	今市南 地域包括 支援センター	板橋 2190-2	25-6444	落合地区 大沢南部地区 【下猪倉、中猪倉、上猪倉、猪倉新町、猪倉北町、木和田島、平成町】
3	今市北 地域包括 支援センター	大桑町 120-1	21-7081	豊岡地区 今市地区の一部 【瀬川町、朝日町、川原町、大谷向町、材木町、瀬尾、松原町、高畑、高百、サンヒルズ瀬尾】
4	今市東 地域包括 支援センター	根室 607-5	26-6537	大沢中部地区 【山口、山口二丁目、根室、大沢町第1、大沢町第2、八日市、栃ノ木平、水無、新栄郷第1】 大沢北部地区 【薄井沢、大室、杉の木台、針貝、荊沢、芝山町、森友若杉町、森友、森友北原町】 塩野室地区
5	日光・足尾 地域包括 支援センター	御幸町 4-1	25-3255	日光・足尾地域
6	藤原・栗山 地域包括 支援センター	鬼怒川温泉 大原 1406-2	76-3333	藤原・栗山地域
7	日光市 地域包括 支援センター	今市本町 1	21-2137	

2 居宅介護(介護予防)サービスの費用

(1) 保険給付の上限額

1か月あたりの保険給付の上限額(区分支給限度基準額)が要介護度別に設けられています。

※福祉用具購入、住宅改修費、(介護予防)居宅療養管理指導は別管理のため除く。

総合事業対象者 5,032単位 (51,376円)

要支援1 5,032単位 (51,376円)

要支援2 10,531単位 (107,521円)

要介護1 16,765単位 (171,170円)

要介護2 19,705単位 (201,188円)

要介護3 27,048単位 (276,160円)

要介護4 30,938単位 (315,876円)

要介護5 36,217単位 (369,775円)

・()内の金額は単位に10.21円を乗じたものの(1円未満は切り捨て)です。
・金額は単価10.21円のサービスを利用した場合の最大値であり、使うサービスにより金額の上限は標記以下になります。

(2) 上限額の計算方法

利用額は、利用したサービスに応じて設定される単位に、1単位あたりの単価(サービス種別ごとに10円、10.14円、10.17円、10.21円)をかけた額となります。

【サービス種別ごとの単価】

サービス種別	1単位あたりの単価
(介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)福祉用具貸与	10円
通所介護(デイサービス) (介護予防)短期入所療養介護(医療施設等のショートステイ) (介護予防)特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) (介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10.14円
(介護予防)短期入所生活介護(福祉施設等のショートステイ) (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	10.17円

(次頁につづく)

サービス種別	1単位あたりの単価
訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防支援	10.21円

(3) 居宅介護サービスを利用する場合の利用者負担額

負担いただく費用は、

利用者負担(※1) + 食費 + 居住費 + 日常生活費(※2) となります。

※1 利用者負担 = サービスごとの単位 + 加算 × 1単位あたりの単価 × 0.1～0.3

※2 日常生活費は、サービス利用時に必要となる食事代、おむつ代、教養娯楽費などです。

3 施設に入所する場合

入所にあたっては、利用者が直接施設へ申込みをします。

入所の決定は、施設ごとに開催される入所判定委員会などを通して、利用者の心身の状態や家族の介護力などを総合的に判断して決定されます。(申込み順ではありません。)

4 施設介護サービスの費用

施設の種別や利用者の要介護度別に単位が決まっており、居宅介護サービスのような1か月あたりの保険給付の上限額(区分支給限度基準額)はありません。

【サービス種別ごとの単価】

サービス種別	1単位あたりの単価
介護老人福祉施設サービス 介護老人保健施設サービス 介護医療院サービス	10.14円

(1) 施設介護サービスを利用する場合の利用者負担額

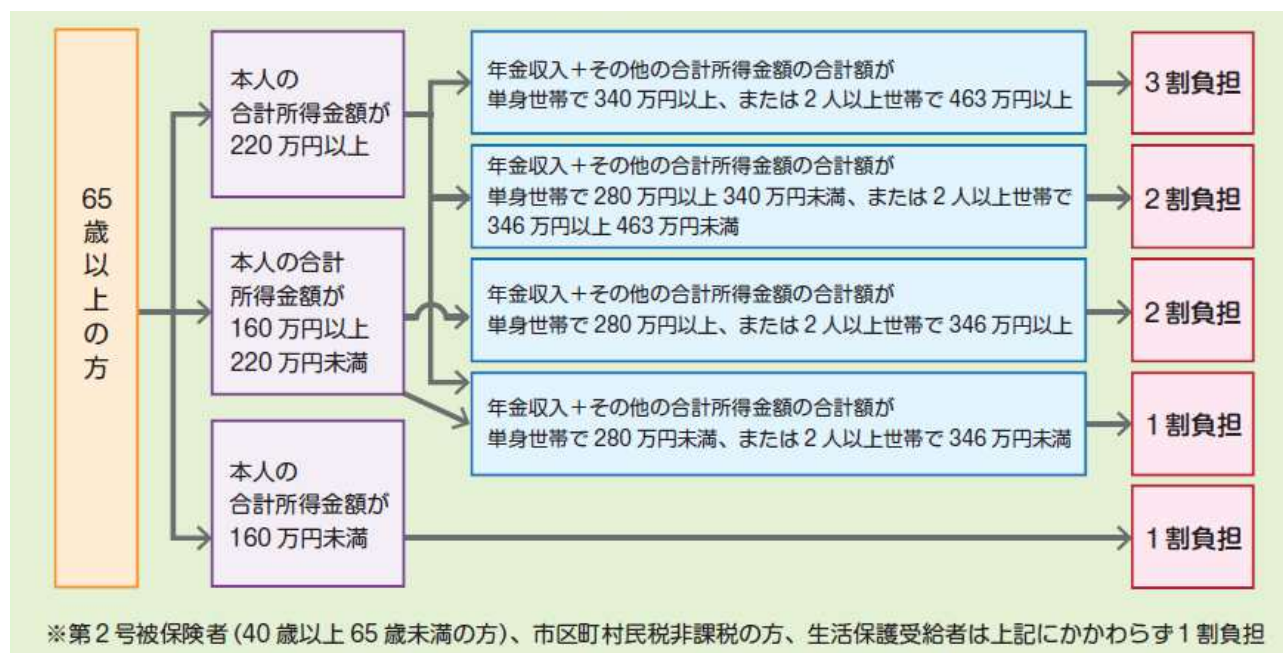
負担いただく費用は、

利用者負担(※) + 食費 + 居住費 + 日常生活費 となります。

※利用者負担 = 要介護度ごとの単位 + 加算 × 1単位あたりの単価 × 0.1～0.3

5 自己負担割合

平成30年8月から以下のような条件に応じて介護サービス費用の自己負担割合が1割の方～3割の方に分かります。ご自身の負担割合については、認定後に発送される負担割合証からご確認ください。



6 介護保険料に滞納がある場合の制限

保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて次のように保険給付が制限されます。

- ・ 保険料を納期限から1年以上滞納すると、支払い方法が償還払いに変更されます。自己負担分だけでなく、利用料の全額をいったん支払い、後日申請により保険給付分(7割～9割相当分)を市から払い戻します。
- ・ 保険料を納期限から1年6か月以上滞納すると、市から払い戻されるはずの保険給付の支払いが一時差し止められます。差し止められている保険給付額から滞納保険料が差し引かれる場合もあります。
- ・ 保険料を納期限から2年以上滞納すると、滞納期間に応じて一定の期間、本来1～2割の自己負担割合が3割(もともと3割の場合は4割)に引き上げられます。この期間中は高額介護(予防)サービス費や施設サービス利用時の食費と居住費の減額は受けられません。

(一) 介護保険者証		(二) 例	
要介護状態区分等		内容	期間
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)		支払方法変更	開始年月日 令和2年3月25日 終了年月日
認定の有効期間		給付制限	給付額の減額
区分支給限度基準額			開始年月日 令和2年4月1日 終了年月日 令和2年7月31日
居宅サービス等	1月当たり		
サービスの種類	サービスの種類		
区分支給限度基準額			
居宅介護支援事業			
介護支援事業			
その他			
センター			

給付の制限がある場合、被保険者証のコチラに記載されます。
コチラに記載がある場合は、本来の負担割合とは異なりますので、ご注意ください。

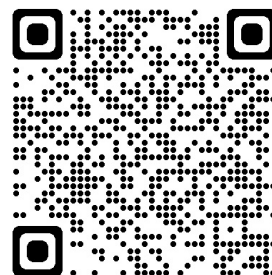
7 介護サービス情報公開の発表

介護サービスや事業所・施設を比較検討して適切に選ぶため、インターネットを通じていつでも誰でも自由に情報をご覧になることができます。下記のホームページから情報が入手できます。

最近の情報は各事業所、施設へ直接お問い合わせください。

介護サービス情報公表システムホームページ

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/09/index.php>



8 税の申告時における医療費控除・障がい者控除

税の申告をする際、介護保険の利用料などは医療費控除の対象になる場合があります。また、介護保険の要介護等の認定を受けている65歳以上の方で、身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも、その状態が障がい者に準じる方については、障害者控除または特別障害者控除を受ける際に必要な「障害者控除対象者認定書」を交付します。

詳しくは日光市HP「確定申告の際の障害者控除・医療費控除について」をご覧ください。

<https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/5/1019/1/721.html>

9 第三者行為(交通事故など)により介護保険サービスを受ける場合

交通事故などの第三者行為により介護保険サービスを受ける場合、高齢福祉課に第三者行為による被害届を提出する必要があります。

10 介護ワンストップサービス

国が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を活用することで、サービスの検索や一部オンライン申請が可能です。詳しくは、以下のマイナポータルをご覧ください。

ぴったりサービスによりオンライン申請する場合は、マイナンバーカード等が必要です。

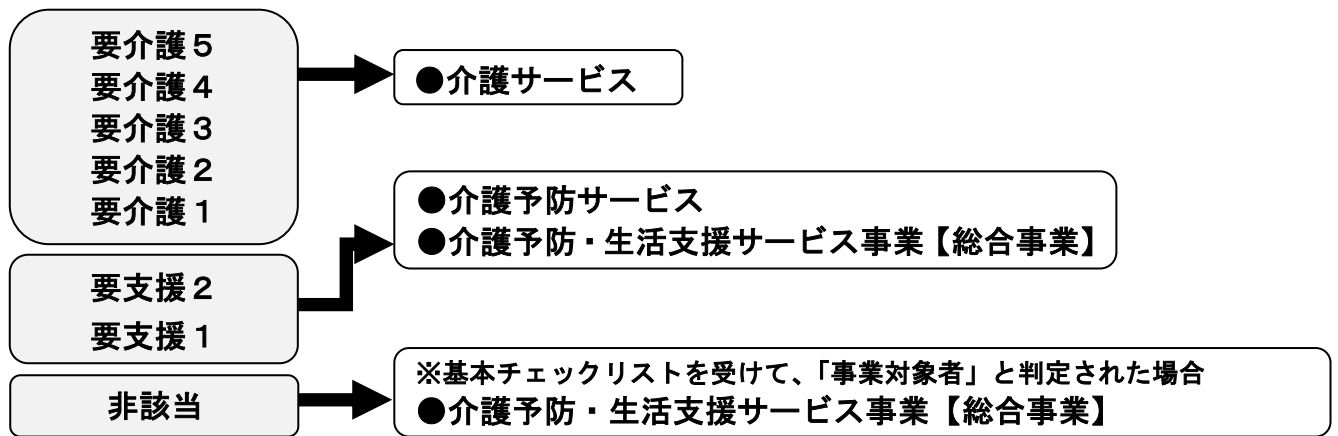
マイナポータル <https://myna.go.jp>

スマートフォンをお使いの方はスマホアプリが便利です。



利用できるサービスの種類

- 居宅介護(介護予防)サービスは要支援1・2、要介護1～5と認定された方が利用できます。
○要支援1・2の方と要介護1～5の方とでは、利用方法などに違いがあります。



在宅サービスの種類

以下、介護保険で利用できる在宅サービスを紹介します。

訪問を受けて利用する

(1) ホームヘルプ〔訪問介護〕 訪問型サービス【総合事業】	(3) (介護予防) 訪問看護
(2) (介護予防) 訪問入浴介護	(4) (介護予防) 訪問リハビリテーション
	(5) (介護予防) 居宅療養管理指導

通所して利用する

(6) デイサービス〔通所介護〕 通所型サービス【総合事業】	(8) デイケア 〔(介護予防) 通所リハビリテーション〕
(7) 地域密着型デイサービス 〔通所介護〕 通所型サービス【総合事業】	

短期間入所する

(9) 福祉施設等のショートステイ 〔(介護予防) 短期入所生活介護〕	(10) 医療施設等のショートステイ 〔(介護予防) 短期入所療養介護〕
--	---

通い・訪問・宿泊を組み合わせて利用する

(11) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	(12) 看護小規模多機能型居宅介護
-------------------------	--------------------

(1)ホームヘルプ〔訪問介護〕／ 訪問型サービス【総合事業】

	要介護1～5の方	要支援1～2の方・総合事業対象の方
概要	ホームヘルパーが居宅を訪問し、 身体介護 (入浴、排泄、食事など)や 生活援助 (調理、洗濯など)を行うサービスです。 また、通院などを目的とした 通院等乗降介助 のサービスもあります。	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援などが受けられない場合にホームヘルパーによるサービスが提供されます。 ※身体介護・生活援助の区分はありません。 ※通院等乗降介助は利用できません。
費用	・ 身体介護、生活援助 「20分以上30分未満」などの1回あたりの提供時間ごと ・ 通院等乗降介助 介助にかかる部分のみ対象(1回あたり) ※移送にかかる費用は別途請求されます。	・ 月あたりの定額 (ケアプランに基づいたサービス提供となります。)

※上記の費用以外に、通常実施地域以外の交通費などが請求される場合があります。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.33 をご覧ください。

(2) (介護予防) 訪問入浴介護

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	介護職員と看護職員が、家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行うサービスです。	介護職員と看護職員が、家庭を訪問し、介護予防を目的とした入浴の支援を行うサービスです。
費用	・サービス提供回数ごと ・特別な浴槽水などの費用	・サービス提供回数ごと ・特別な浴槽水などの費用

※総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、通常実施地域以外の交通費などが請求される場合があります。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.34 をご覧ください。

(3) (介護予防) 訪問看護

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士が居宅を訪問して行う療養にかかわる世話、または必要な診療の補助を行うサービスをいいます。	主治医の指示のもと、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。
費用	「20分未満」などの1回あたりの提供時間ごと	「20分未満」などの1回あたりの提供時間ごと

※総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、通常実施地域以外の交通費などが請求される場合があります。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※医療保険適用の「訪問看護」と同時利用はできません。

※市内事業所一覧については、P.34 をご覧ください。

(4) (介護予防) 訪問リハビリテーション

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士という専門職が、居宅を訪問して行われる、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーションをいいます。	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して短期集中的な機能訓練を行うサービスです。
費用	提供回数ごと	提供回数ごと

※総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、通常実施地域以外の交通費などが請求される場合があります。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.34 をご覧ください。

(5) (介護予防) 居宅療養管理指導

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
費用	提供回数ごと ※1月につき2回まで	提供回数ごと ※1月につき2回まで

※総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、訪問に要した交通費などが請求される場合があります。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

(6) デイサービス「通所介護」／ 通所型サービス【総合事業】

	要介護1～5の方	要支援1～2の方・総合事業対象の方
概要	通所介護施設において、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための機能訓練などを日帰りで行うサービスです。	通所介護施設において、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための機能訓練などを日帰りで行うサービスです。 上記に加えて、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上など）を提供します。
費用	・事業所の規模、利用者の要介護度で費用に違いがあり、「7時間以上8時間未満」などの1日あたりの提供時間ごとに費用が区分されています。 ※送迎を含む。	・事業所の規模、利用者の要支援状態で費用に違いがあり、月あたりの定額となっています。 ※送迎を含む。

※上記の費用以外に、食費、おむつ代、教養娯楽費などの日常生活費、その他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.35 をご覧ください。

(7) デイサービス「地域密着型通所介護」／ 通所型サービス【総合事業】

原則として、日光市に住所がある方のみ利用できます。

	要介護1～5の方	要支援1～2の方・総合事業対象の方
概要	通所介護施設において、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための機能訓練などを日帰りで行うサービスです。	通所介護施設において、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための機能訓練などを日帰りで行うサービスです。 上記に加えて、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上など）を提供します。
費用	・事業所の規模、利用者の要介護度で費用に違いがあり、「7時間以上8時間未満」などの1日あたりの提供時間ごとに費用が区分されています。 ※送迎を含む。	・事業所の規模、利用者の要支援状態で費用に違いがあり、月あたりの定額となっています。 ※送迎を含む。

※上記の費用以外に、食費、おむつ代、教養娯楽費などの日常生活費、その他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.35 をご覧ください。

(8)デイケア〔(介護予防) 通所リハビリテーション〕

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	介護老人保健施設、病院や診療所で提供される、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とする、リハビリテーションをいいます。利用者は介護老人保健施設などを訪れてこれらのサービスを受けます。	介護老人保健施設や医療機関等において、食事、入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービスです。 上記に加えて、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上など)を提供します。
費用	・事業所の規模、利用者の要介護度で費用に違いがあり、「3時間以上4時間未満」などの1日あたりの提供時間ごとに費用が区分されています。 ※送迎を含む。	・事業所の規模、利用者の要支援状態で費用に違いがあり、月あたりの定額となっています。 ※送迎を含む。

※総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、食費、おむつ代、教養娯楽費などの日常生活費、その他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.37をご覧ください。

(9)福祉施設等のショートステイ〔(介護予防) 短期入所生活介護〕

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。
費用	・事業所の種類(多床室、ユニット型)、利用者の要介護度で費用に違いがあり、1日あたりの費用となっています。	・事業所の種類(多床室、ユニット型)、利用者の要支援状態で費用に違いがあり、1日あたりの費用となっています。

※総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、食費、居住費、教養娯楽費などの日常生活費、その他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.38をご覧ください。

(10)医療施設等のショートステイ〔(介護予防) 短期入所療養介護〕

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所し、食事、入浴、排泄などの介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の援助などを医学的管理のもとで受けることができるサービスです。	介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活の援助、機能訓練、その他必要な医療などを医学的管理のもとで受けることができるサービスです。
費用	・事業所の種類(多床室、ユニット型)、利用者の要介護度で費用に違いがあり、1日あたりの費用となっています。	・事業所の種類(多床室、ユニット型)、利用者の要支援状態で費用に違いがあり、1日あたりの費用となっています。

※総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、食費、居住費、教養娯楽費などの日常生活費、その他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.38をご覧ください。

(11)(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

原則として、日光市に住所がある方のみ利用できます。

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	通いを中心に利用者の様態や希望に応じて、訪問介護や宿泊サービスなどを組み合わせて提供するサービスです。	介護予防を目的として、通いを中心に利用者の様態や希望に応じて、訪問介護や宿泊サービスなどを組み合わせて提供するサービスです。
費用	・利用者の要介護度で費用に違いがあり、月あたりの費用となっています。	・利用者の要支援状態で費用に違いがあり、月あたりの費用となっています。

※この事業所には専属のケアマネジャーがいます。

※利用申込は、各事業所へ直接お願いします。

※総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、食費、教養娯楽費などの日常生活費、宿泊費やその他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.40をご覧ください。

(12) 看護小規模多機能型居宅介護

原則として、日光市に住所がある方のみ利用できます。

	要介護1～5の方
概要	「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせたサービスで、「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」サービスを提供するサービスです。
費用	・利用者の要介護度で費用に違いがあり、月あたりの費用となっています。

※この事業所には専属のケアマネジャーがいます。

※利用申込は、各事業所へ直接お願いします。

※要支援1・2及び総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、食費、教養娯楽費などの日常生活費、宿泊費やその他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P40をご覧ください。

※以下のサービスについては、日光市内に事業所はありませんが、参考に掲載します。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回、随時通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応や療養生活の支援などを行うサービスです。

○夜間対応型訪問介護

夜間において、定期巡回、随時通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応などを行うサービスです。

○地域密着型特定施設入居者生活介護

原則として、事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できる特定施設(有料老人ホームなど)です。



居住系サービスの種類

入所した施設でサービスが受けられるものと、入所した施設で外部サービスが利用できるものがあります。※利用申込は、各施設へ直接お願いします。

以下、介護保険で利用できる施設系介護(介護予防)サービスを紹介します。

認知症の人が共同生活する住宅でサービスを利用する

(1)グループホーム〔(介護予防)認知症対応型共同生活介護〕

施設に入って居宅サービスを利用する

(2)(介護予防)特定施設入居者生活介護

(1)グループホーム〔(介護予防)認知症対応型共同生活介護〕

原則として、日光市に住所がある方のみ利用できます。

	要介護1～5の方	要支援2の方のみ
概要	認知症のある高齢者が施設において共同生活し、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。	認知症のある高齢者が施設において共同生活し、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。 ※要支援1の方は利用できません。
費用	・利用者の要介護度で費用に違いがあり、月あたりの費用となっています。	・月あたりの費用となっています。

※この事業所には専属のケアマネジャーがいます。

※利用申込は、各事業所へ直接お願いします。

※総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、食費、居住費、教養娯楽費などの日常生活費、その他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、事業所のケアマネジャーなどにご相談ください。

※このサービスは、居宅介護サービスに分類されるため、食費、居住費の利用料減免は受けられません。

※市内事業所一覧については、P.39 をご覧ください。

(2) (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

※総合事業対象の方は利用できません。

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入居している高齢者に、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活の援助などを行うサービスです。
費用	・利用者の要介護度で費用に違いがあり、1日あたりの費用となっています。	・利用者の要支援状態で費用に違いがあり、1日あたりの費用となっています。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※このサービスは、居宅介護サービスに分類されるため、食費、居住費の利用料減免は受けられません。

※市内事業所一覧については、P.39をご覧ください。

施設サービスの種類

施設サービス

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 特別養護老人ホーム〔介護老人福祉施設〕 | (3) 介護老人保健施設 |
| (2) 地域密着型特別養護老人ホーム | (4) 介護医療院 |
| 〔地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕 | |

(1) 特別養護老人ホーム〔介護老人福祉施設〕

	要介護1～5の方
概要	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所して日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などを受けるサービスです。ただし、要介護1・2の方について特別な理由がない場合は利用できません。
費用	・利用者の要介護度で費用に違いがあり、1日あたりの費用となっています。

※入所申込は、各施設へ直接お願いします。

※要支援1・2の方、総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、食費、居住費、教養娯楽費などの日常生活費、その他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、施設の生活相談員などにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.40をご覧ください。

(2) 地域密着型特別養護老人ホーム〔地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕

原則として、日光市に住所がある方のみ利用できます。

	要介護1～5の方
概要	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所して日常生活上の支援や介護を受けるサービスです。ただし、要介護1・2の方について特別な理由がない場合は利用できません。
費用	・利用者の要介護度で費用に違いがあり、月あたりの費用となっています。

※地域密着型介護老人福祉施設とは、定員29名以下の特別養護老人ホームです。

※入所申込は、各施設へ直接お願いします。

※要支援1・2の方、総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、食費、居住費、教養娯楽費などの日常生活費、その他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、施設の生活相談員などにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.41をご覧ください。

(3)介護老人保健施設

	要介護1～5の方
概要	病状が安定期にある高齢者が医学的管理の下で在宅復帰できるよう機能訓練を中心としたケアを行うサービスです。 また、認知症専門棟を有した施設もあります。
費用	・利用者の要介護度で費用に違いがあり、1日あたりの費用となっています。

※要支援1・2の方、総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、食費、居住費、教養娯楽費などの日常生活費、その他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、施設の生活相談員などにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.41をご覧ください。

(4)介護医療院

	要介護1～5の方
概要	長期にわたり療養が必要である者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練などを受けるサービスです。
費用	・利用者の要介護度で費用に違いがあり、1日あたりの費用となっています。

※要支援1・2の方、総合事業対象の方は利用できません。

※上記の費用以外に、食費、居住費、教養娯楽費などの日常生活費、その他の費用が請求されます。

※具体的な費用については、ケアプランによって違うため、施設の生活相談員などにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.42をご覧ください。

居宅での暮らしを支えるサービスの種類

以下、介護保険で利用できる介護(介護予防)サービスを紹介します。

居宅での生活環境を整える

- (1) 福祉用具の貸与(レンタル)
- (2) 福祉用具購入費の支給〔特定福祉用具販売〕
- (3) 住宅改修費の支給

(1) 福祉用具の貸与(レンタル)

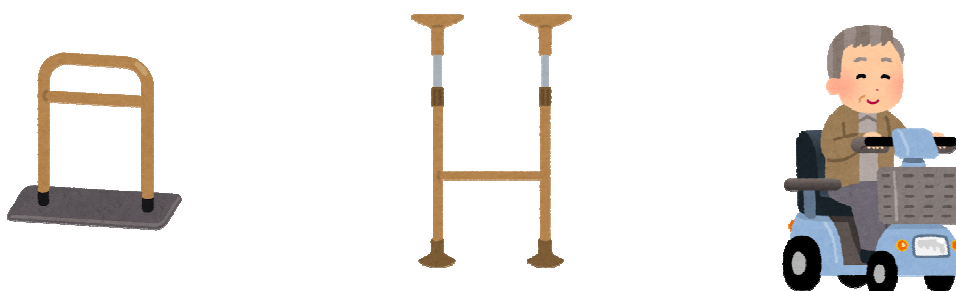
	要介護2～5の方	要介護1・要支援1～2の方
概要	車いすや特殊寝台などの福祉用具の貸し出しを受けられるサービスです。	軽度者への対応や、介護予防を目的とした福祉用具の貸し出しを受けられるサービスです。
貸与品目	・車いす及び付属品 ・特殊寝台及び付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり(工事を伴わないもの) ・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具を除く) ・自動排泄処理装置(要介護4・5のみ)	・手すり(工事を伴わないもの) ・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ※特別な理由がある場合を除いて、原則として、車いすや特殊寝台などは給付の対象にはなりません。(要介護1、要支援1～2の方)
費用	・実際に貸与した用具によって異なります。	・実際に貸与した用具によって異なります。

※要介護度によって、貸与の条件が違うので注意してください。

※総合事業対象の方は利用できません。

※具体的な費用については、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.42 をご覧ください。



(2) 福祉用具購入費の支給〔特定福祉用具販売〕

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	同一年度内に腰掛便座や入浴補助用具などの特定福祉用具(身体に直接触れるなどの貸与が望ましくない用具)を購入した場合、費用の一部が支給されるサービスです。	同一年度内に介護予防を目的とした腰掛便座や入浴補助用具などの特定福祉用具(身体に直接触れるなどの貸与が望ましくない用具)を購入した場合、費用の一部が支給されるサービスです。
購入品目	・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・特殊尿器 ・簡易浴槽 ・つり具(移動用リフト用) ・排泄予測支援機器 (以下は、令和6年4月から) ・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く) ・単点杖(松葉杖を除く) ・多点杖	・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・特殊尿器 ・簡易浴槽 ・つり具(移動用リフト用) ・排泄予測支援機器 (以下は、令和6年4月から) ・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く) ・単点杖(松葉杖を除く) ・多点杖
費用	・実際に購入した用具によって異なります。 ・年間10万円が上限です。	・実際に購入した用具によって異なります。 ・年間10万円が上限です。

※支給を受けるには申請が必要です。

※指定を受けた販売業者から購入した福祉用具に限りますのでご注意ください。

※総合事業対象の方は利用できません。

※具体的な費用については、ケアマネジャーなどにご相談ください。

※市内事業所一覧については、P.42をご覧ください。

【申請に必要なもの】

(1) 福祉用具購入費の支給申請書

(2) 領収証(本人名義)

(3) 購入した用具の載っているパンフレット等(金額の記載されているもの)

※なお、申請方法は償還払い(利用者立替払い)と受領委任払い(販売業者が直接市から自己負担分を除く保険給付分を受領する)の2通りあります。

(4) (※固定用スロープ、歩行器、単点・多点杖のみ) 貸与ではなく、販売を選択した理由が分かる書類等

【支給限度基準額】

1年間(4月1日～翌年3月31日の購入)につき、**10万円まで**

(例)購入費10万円の場合	{	保険給付額 … 9万円(9割)～7万円(7割)
		利用者負担額 … 1万円(1割)～3万円(3割)

【留意事項】

・同じ種類の用具の購入は対象になりませんが、用途・機能が異なる場合や破損した場合は対象となります。

・1回の購入費用が10万円以内の場合、差額分は同じ年度内に利用ができます。

(3) 住宅改修費の支給

	要介護1～5の方	要支援1～2の方
概要	自宅の手すりの取り付けや床段差の解消など、小規模な住宅の改修を行った場合、20万円を限度に費用の一部が支給されるサービスです。 ※利用者の生活動作の自立や安全性の確保を目的としています。	介護予防を目的に自宅の手すりの取り付けや床段差の解消など、小規模な住宅の改修を行った場合、20万円を限度に費用の一部が支給されるサービスです。 ※利用者の生活動作の自立や安全性の確保を目的としています。
対象工事種別	①手すりの取付け ②段差の解消…スロープの設置や床をかさ上げる工事等 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え…開き戸から引き戸・折り戸等への変更 ⑤洋式便器等への便器の取替え…和式便器から洋式便器への取替え ⑥上記に付帯する工事(要相談) ※老朽化に伴う改修は給付対象となりませんのでご注意ください。	
費用	・ケアプランや住宅改修理由書をもとに、<u>事前に承認された工事のみ</u>が給付の対象となります。	

※支給を受けるには、事前に申請・市の承認が必要です。

市の承認前に施工した工事は給付の対象になりませんので十分注意してください。

※総合事業対象の方は利用できません。

※具体的な費用については、ケアマネジャーなどにご相談ください。

【申請方法】

- ①改修にかかる前にまず、自分のケアプラン作成を依頼しているケアマネジャーに相談してください。(次頁の(1)の書類を作成してもらう必要があります。)
その上で、改修前必要書類(次頁(1)～(4))を持参のうえ事前に申請してください。

- ②市の承認後、工事を着工し、完了後に改修後必要書類(次頁(5)～(8))をご提出ください。

※なお、申請方法は償還払い(利用者立替払い)と受領委任払い(施工業者が直接市から自己負担分を除く保険給付分を受領する)の2通りあります。

●申請に必要なもの・改修前

- (1) 住宅改修が必要な理由書 … この書類はケアマネジャー等に作成してもらってください。
- (2) 工事内訳書(見積書) … 改修箇所ごとの材料費・工事手数料等の内訳がわかるもの
- (3) 工事箇所を明記した平面図
- (4) 改修前写真 … 改修箇所ごとの改修前の写真(撮影日のわかるもの)

※承諾書:改修を行う住宅が自分の持ち家でない場合(家族名義・賃貸アパートなど)は、その住宅の所有者の承諾が必要となります。

●申請に必要なもの・改修後

- (5) 住宅改修費の支給申請書
- (6) 領収証(本人名義)
- (7) 施工証明書
- (8) 改修後写真 … 改修箇所ごとの改修後の写真(撮影日のわかるもの)



【支給限度基準額】

現住所につき20万円まで

(例) 改修費20万円の場合	保険給付額	… 18万円(9割)～14万円(7割)
	利用者負担額	… 2万円(1割)～6万円(3割)

【留意事項】

- ・1回の改修費用が20万円以内の場合、差額分は別の機会に利用できます。
- ・上記の金額を超えた分は所得に関係なく全額自己負担になります。

○居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

(平成12年老企第42号) 抜粋

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額を20万円としたところである。

利用者負担軽減制度

介護保険サービスを利用するにあたって、利用料負担が困難な方に対して、所得等に応じた減額、軽減制度があります。

詳しい内容については本庁高齢福祉課までお問い合わせください。

1 高額介護(介護予防)サービス費

介護保険サービスを利用した月の利用者負担(1割～3割)の合計額が一定の上限額を超えたときに、高額介護サービス費として払い戻されます。

※該当する方へは、市から申請書をお送りします。

○限度額(月額)は所得に応じて、下記のとおりです。

区 分		負担の上限(月額)
年収約 1,160 万円以上の方		140,100 円(世帯)
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満の方		93,000 円(世帯)
年収約 383 万円以上 770 万円未満の方		44,400 円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方		44,400 円
世帯全員が 市民税非課税で	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	24,600 円(世帯)
	・老齢福祉年金受給の方	24,600 円(世帯)
	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	15,000 円(個人)
生活保護を受給している方等(上記以外の方)		15,000 円(個人)

※令和 3 年 8 月から高額介護サービス費の区分が変更になりました。

2 居住費・食費の自己負担限度額〔特定入所者介護(介護予防)サービス費〕

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院)へ入所した場合(短期入所を含む)の食費と居住費(滞在費)については、原則として自己負担になりますが、所得の状況により、これらの費用の負担限度額(自己負担の上限額)が定められます。

負担限度額の認定を受けるには、申請し、認定証の交付を受ける必要があります。(サービス利用時に認定証を事業所へ提示することにより減額を受けることができます。)

●減額を受けるための要件

- (1)世帯全員(一人世帯を含む)が市民税非課税であること。
- (2)配偶者がいる方は配偶者も市民税非課税であること。
- (3)預貯金等※の額が下記の額以下であること。

※ 預貯金等:預貯金、有価証券、金・銀など時価評価が容易な貴金属、投資信託、現金

➡負担限度額の対象要件に当てはまっても、以下に該当する場合は軽減の対象になりません。

- ・住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

●負担限度額の段階要件

利用者負担段階	所得等の要件	預貯金等の額の要件
第1段階	生活保護受給の方	要件なし
	本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

上記の条件のいずれかを満たさない方 ⇒ 第4段階(非該当)

●自己負担限度額

【食費(日額)】

食費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基準標準額 (※施設との契約による)
施設サービス	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,445 円～
短期入所サービス	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,445 円～

【居住費・滞在費(日額)】

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基準標準額 (※施設との契約による)
多床室(特養等)	0 円	430 円	430 円	430 円	915 円～
多床室(老健・療養等)	0 円	430 円	430 円	430 円	437 円～
従来型個室(特養等)	380 円	480 円	880 円	880 円	1,231 円～
従来型個室(老健・療養等)	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円	1,728 円～
ユニット型個室的多床室	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円	1,728 円～
ユニット型個室	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,066 円～

●申請方法等

- 減額を受けようとするときは、市に申請書を提出し、認定証の交付を受ける必要があります。
- 申請時には預貯金の額を確認するために通帳の写しや、銀行の口座残高の写しが必要となります。
- サービス利用時に認定証を事業所へ提示してください。
※前頁第4段階に該当する場合は、負担限度額認定は却下となり、認定証は交付されません。
- 認定証の交付を受けた場合は、申請のあった日の属する月の初日から減額の適用となります。認定証の有効期限は毎年7月末までです。継続して認定を受けたい場合は、毎年8月に再度申請が必要です。

3 社会福祉法人等の利用者負担額軽減制度

社会福祉法人が提供する介護保険サービスにおいて、低所得の方の利用料負担を軽減する制度があります。

詳しくは、本庁高齢福祉課(☎21-5100)へお問い合わせください。

各種相談窓口について

●24時間相談窓口

名称	電話番号
日光市高齢者安心ダイヤル	 0120-277-226

●介護保険の相談等の窓口

名称	電話番号	問い合わせ内容
日光市 高齢福祉課	21-5100	介護保険給付、介護サービスに関する相談、苦情等
	21-5124	介護認定について
日光市 税務課市民税係	21-5113	介護保険料について

●(介護保険も含めた)その他の相談機関

電話で気軽に相談ができる身近な相談機関です。
また、一人暮らしの高齢者宅への訪問活動を実施しております。さらに保健福祉サービスの紹介などの情報提供を行っています。

名称	電話番号	担当地域
今市西地域包括支援センター	25-6374	今市地区 【小倉町 1・2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、桜木町、二宮町、東町、住吉町、東郷町、相生町、清住町、仲町、春日町 1 丁目、2 丁目、清原町、清原町 2 丁目、七本桜、平町、原町、平ヶ崎町、中平町、千本木、緑町、吉沢、室瀬、土沢、栄町、星が丘、杉の沢】
今市南地域包括支援センター	25-6444	落合地区 大沢南部地区 【下猪倉、中猪倉、上猪倉、猪倉新町、猪倉北町、木和田島、平成町】
今市北地域包括支援センター	21-7081	豊岡地区 今市地区の一部 【瀬川町、朝日町、川原町、大谷向町、材木町、瀬尾、松原町、高畑、高百、サンヒルズ瀬尾】
今市東地域包括支援センター	26-6537	大沢中部地区 【山口、山口二丁目、根室、大沢町第1、大沢町第2、八日市、栃ノ木平、水無、新栄郷第1】 大沢北部地区 【薄井沢、大室、杉の木台、針貝、荊沢、芝山町、森友若杉町、森友、森友北原町】 塩野室地区
日光・足尾地域包括支援センター	25-3255	日光・足尾地域
藤原・栗山地域包括支援センター	76-3333	藤原・栗山地域

市内事業所一覧(各種サービス別)

ホームヘルプ〔訪問介護〕

※営業日時については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	総合事業 サービスの有無
1	今市タクシー 訪問介護サービス	今市 495-1	21-5211	無
2	家族の家ひまわり日光 訪問介護事業所	瀬川 40-1	30-5055	あり
3	特定非営利活動法人 ウエーブ	瀬川 95-1	21-5330	あり
4	訪問介護ステーションみのり	土沢 1356	25-6585	あり
5	在宅介護支援センター おちあい	板橋 2190-2	27-3001	あり
6	ホームヘルパー ステーション誠心園	倉ヶ崎 605-7	21-7471	あり
7	ヘルパーステーション さくら	大室 863-7	26-4141	あり
8	ヘルパーステーション もりのいえ※	根室 607-5	26-6516	あり
9	ヘルパーステーション 見龍堂メディケアユニット	木和田島 3008-8	32-2132	あり
10	介護保険事業所 ひかり	花石町 1942-1	54-2143	あり
11	介護保険事業所 ふじの郷	鬼怒川温泉大原 2-6	77-2777	あり
12	ヘルパーセンター愛泉	高德 619-3	70-3122	あり

※ヘルパーステーションもりのいえは現在休止中です。

(介護予防)訪問入浴介護

※営業日時については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	介護予防 サービスの有無
1	ひかりの里	今市 1086-2	30-3915	あり

(介護予防)訪問看護

※営業日時については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	介護予防 サービスの有無
1	クラシオテラス日光 訪問看護ステーション	今市本町 21-10-2	25-6712	あり
2	とちぎ訪問看護 ステーションいまいち	今市本町 25-3	21-5515	あり
3	訪問看護ステーションリヴ	並木町 3-3 福田ビル 2-A	25-3313	あり
4	訪問看護ステーション フォレスト日光	根室 607-5	080-9432-9137	あり
5	訪問看護ステーション かわかみ※	土沢 1356		あり

※訪問看護ステーションかわかみは現在休止中です。

(介護予防)訪問リハビリテーション

※営業日時については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	介護予防 サービスの有無
1	介護老人保健施設 今市Lケアセンター	平ヶ崎 605-1	22-8881	あり
2	介護老人保健施設 見龍堂メディケアユニット	木和田島 3008-8	32-2213	あり
3	足尾双愛病院	足尾町砂畑 4147-2	93-2011	あり

デイサービス〔通所介護〕

※営業日時については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	総合事業 サービスの有無
1	ひかりの里	今市 1086-2	30-3915	無
2	家族の家ひまわり日光 通所介護事業所	瀬川 40-1	30-5055	あり
3	在宅介護支援 センターおちあい	板橋 2190-2	27-1281	あり
4	デイサービスセンター 誠心園	倉ヶ崎 605-7	21-7275	あり
5	老人デイサービス センターさくら苑	大室 863-7	26-4141	あり
6	日光リハビリガーデン	森友 1127-62	25-5002	あり
7	ケアステーション あさひ日光	七里 692-3	50-3011	無
8	在宅介護支援 デイサービスうえの荘	鬼怒川温泉大原 853	76-0853	あり

デイサービス〔地域密着型通所介護〕

※日光市に住所がある方のみ利用可能

※営業日時については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	総合事業 サービスの有無
1	機能訓練特化型デイサービス 多島リハビリテーション	今市本町 3-8	21-5400	あり
2	デイサービスセンター のぞみ	今市本町 25-1	25-7768	あり
3	ウエーブ デイサービスセンター	瀬川 95-1	22-6575	あり
4	ゆたか リハビリステーション	瀬尾 250-1	25-6017	あり
5	デイサービスセンター 我が家	瀬尾 2866	21-8924	あり

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	総合事業 サービスの有無
6	デイサービスセンター ひらがさ喜の里	平ヶ崎 608-5	30-5511	あり
7	宅老所こころ	土沢 45-50	26-6882	あり
8	デイホームすぎな	土沢 201-1	26-5080	あり
9	デイホームつくし	土沢 201-1	25-7833	あり
10	マルチデイみんなリハ	猪倉 914-20	090-6541-1697	あり
11	りはふれんず	豊田 330-7	25-3627	あり
12	特定非営利活動法人 毎日クリスマス	佐下部 305	21-7030	あり
13	デイサービス 風舞～ふわり～	森友 1173	23-0115	あり
14	デイサービスセンター あかね	森友 1578	21-2277	あり
15	デイサービス 春の間	大室 1138-7	26-2251	あり
16	デイサービスセンター きびたき荘	細尾町 95	53-6433	あり
17	デイサービスセンター やしお	細尾町 442	54-0840	あり
18	日光市中宮祠 介護サービスセンター	中宮祠 2478-31	51-0155	あり
19	なかよし荘	野口 739-3	50-1303	あり
20	介護保険事業所 小来川デイサービスセンター	中小来川 2668-1	63-2661	あり
21	藤原デイサービス センターななほし	藤原 291	77-0007	あり
22	機能訓練型リハビリデイ ペンギン	鬼怒川温泉大原 1441-5	25-6778	あり

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	総合事業 サービスの有無
23	福田リハビリセンター	鬼怒川温泉滝 79-2	76-8880	あり
24	デイサービスセンター愛泉	高德 619-3	25-7767	あり
25	デイサービス 双愛いきいき倶楽部	足尾町砂畑 4147-2	25-5410	あり
26	介護保険事業所 くりやま	黒部 54-1	97-1135	あり
27	介護保険事業所 西川デイサービスセンター	西川 206-7	78-7510	あり

デイケア〔(介護予防)通所リハビリテーション〕

※営業日時については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	介護予防 サービスの有無
1	介護老人保健施設 今市Lケアセンター	平ヶ崎 605-1	22-8881	あり
2	介護老人保健施設 ヴィラフォーレスタ(森の家)	根室 607-5	26-6529	無
3	介護老人保健施設 見龍堂メディケアユニット	木和田島 3008-8	32-2213	あり
4	介護老人保健施設 にっこう	清滝安良沢町 1752-10	50-1165	無
5	足尾双愛病院	足尾町砂畑 4147-2	93-2011	あり

福祉施設等のショートステイ〔(介護予防)短期入所生活介護〕

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	種別	介護予防サービスの有無
1	特別養護老人ホーム ひかりの里	今市 1086-2	30-3911	ユニット型個室	あり
2	短期入所生活介護 ひらがさ喜の里	平ヶ崎 608-5	30-5511	ユニット型個室	あり
3	特別養護老人ホーム 今市ホーム	板橋 2190-2	27-0361	多床室 従来型個室	あり
4	特別養護老人ホーム 誠心園	倉ヶ崎 605-7	21-7020	多床室	あり
5	特別養護老人ホーム すかいの郷	倉ヶ崎新田 143-1	25-7100	ユニット型個室	あり
6	老人短期入所事業 さくら苑	大室 863-7	26-4141	多床室	あり
7	特別養護老人ホーム きわだの郷	木和田島 3008-11	32-0002	ユニット型個室	あり
8	特別養護老人ホーム 喜わだ亭	木和田島 3008-13	32-0003	ユニット型個室	あり
9	ショートステイホーム さんらいず	塩野室町 1504-1	32-6105	ユニット型個室	あり
10	特別養護老人ホーム きびたき荘	細尾町 95	53-6433	多床室	あり
11	ショートステイ きぬ川苑	高德 619-3	70-3110	多床室	無

医療施設等のショートステイ〔(介護予防)短期入所療養介護〕

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	種別	介護予防サービスの有無
1	介護老人保健施設 今市 L ケアセンター	平ヶ崎 605-1	22-8881	多床室	あり
2	介護老人保健施設 ヴィラフォーレスタ(森の家)	根室 607-5	26-6500	多床室 従来型個室	あり
3	介護老人保健施設 見龍堂メディケアユニット	木和田島 3008-8	32-2213	従来型個室	あり
4	介護老人保健施設にっこう	清滝安良沢町 1752-10	50-1165	多床室	あり

(介護予防)特定施設入居者生活介護

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	種別	介護予防サービスの有無
1	ラビット・コート	瀬尾 337-2	21-5578	サービス付き 高齢者向け住宅	あり
2	すかいの郷こもれび	小佐越 8-25	25-5271	サービス付き 高齢者向け住宅	あり

グループホーム〔(介護予防)認知症対応型共同生活介護〕

※日光市に住所がある方のみ利用可能

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	定員	介護予防サービスの有無
1	グループホーム ひかりの里	今市 1086-2	25-6670	18人	あり
2	グループホーム かわせみ	平ヶ崎 609-4	22-1221	9人	あり
3	グループホーム みょうじん※	明神 1000-1	25-3301	9人	あり
4	グループホーム あさひ芹沼	芹沼 1739-41	25-5015	9人	あり
5	グループホーム 憩のもり	根室 607-7	32-2006	9人	あり
6	塩野室ハウス	塩野室町 1504-20	26-8770	9人	あり
7	グループホーム あさひ塩野室※	塩野室町 1504-26	25-3112	9人	あり
8	グループホーム ひなた	塩野室町 1902-125	25-7112	9人	あり
9	グループホーム あかね	鬼怒川温泉大原 2-135	25-3206	9人	あり
10	グループホーム 双愛なごみの里※	足尾町砂畑 4147-6	56-1020	18人	あり

※グループホームみょうじんは、〔認知症対応型通所介護〕も実施。

※グループホームあさひ塩野室は現在休止中です。

※グループホーム双愛なごみの里は現在休止中です。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

※日光市に住所がある方のみ利用可能

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	介護予防サービスの有無
1	小規模多機能型ホーム みょうじん	明神 1000-1	25-3302	あり
2	小規模多機能型 居宅介護支援事業きわだの郷	木和田島 3008-11	32-0007	あり
3	小規模多機能ホーム 笑顔の家	塩野室町 1504-23	32-7355	あり

看護小規模多機能型居宅介護

※日光市に住所がある方のみ利用可能

No.	事業所の名称	所在地	連絡先
1	クラシオテラス日光物語	今市本町 21-10	30-1380

特別養護老人ホーム〔介護老人福祉施設〕

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	種類	定員
1	特別養護老人ホーム ひかりの里	今市 1086-2	30-3911	ユニット型個室	70人
2	特別養護老人ホーム ひらがさ喜の里	平ヶ崎 608-5	30-5511	ユニット型個室	50人
3	特別養護老人ホーム 今市ホーム	板橋 2190-2	27-0361	多床室	50人
4	特別養護老人ホーム 誠心園	倉ヶ崎 605-7	21-7020	多床室	50人
5	特別養護老人ホーム すかいの郷	倉ヶ崎新田 143-1	25-7100	ユニット型個室	70人
6	特別養護老人ホーム 大室さくら苑	大室 863-7	26-4141	多床室	50人
7	特別養護老人ホーム 喜わだ亭	木和田島 3008-13	32-0003	ユニット型個室	50人
8	特別養護老人ホーム きびたき荘	細尾町 95	53-6433	多床室	50人
				ユニット型個室	40人
9	特別養護老人ホーム きぬ川苑	高德 619-3	70-3110	多床室	50人

地域密着型特別養護老人ホーム〔地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕

※日光市に住所がある方のみ利用可能

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	種類	定員
1	特別養護老人ホーム きわだの郷	木和田島 3008-11	32-0002	ユニット型 個室	29人
2	特別養護老人ホーム さんらいず	塩野室町 1504-1	32-6105	ユニット型 個室	29人
3	特別養護老人ホーム きぬ川苑	高德 619-3	70-3110	ユニット型 個室	20人

介護老人保健施設

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	種類	定員
1	介護老人保健施設 今市Lケアセンター	平ヶ崎 605-1	22-8881	多床室	84人
2	介護老人保健施設 ヴィラフォーレスタ(森の家)	根室 607-5	26-6500	多床室 従来型個室	100人
3	介護老人保健施設 見龍堂メディケアユニット	木和田島 3008-8	32-2213	従来型個室	100人
4	介護老人保健施設 にっこう	清滝安良沢町 1752-10	50-1165	多床室	50人

※認知症専門棟は上記定員に含みます。

介護医療院

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	種類	定員
1	介護医療院 そうあい	足尾町砂畑 4147-2	93-2011	多床室	18人
2	介護医療院 だんえん	木和田島 3008-10	32-2210	ユニット型 個室	60人
3	介護医療院 森の詩	今市 674	22-1024	従来型	47人

福祉用具の貸与(レンタル)・福祉用具購入〔特定福祉用具販売〕

※営業日時については各事業所へお問い合わせください。

No.	事業所の名称	所在地	連絡先	介護予防 サービスの有無
1	ひまわり館 日光営業所	並木町 3-3	30-7533	あり
2	ミルケア	藤原 1224	78-0175	あり

